

支部ニュース

2013 年 11 月 No. 480

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com 〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201
Tel03-3814-3971 Fax03-3814-2623 郵便振替 00130-6-87399

●憲法問題

※ハピバ憲法、大成功！&東京法律事務所の今後の取り組み・・・・・・・・今泉義竜

※伊藤真先生・憲法講座・・・・・・・・久保田明人

※連続憲法学学習会 「生活保護法の改悪について」・・・・・・・・田所良平

※世界9条会議に参加して・・・・・・・・宮川泰彦

●第25回ソフトボール大会

※祝 ソフトボール初優勝・・・・・・・・渡島 徹

※団 東京支部 ソフトボール大会に参加しました！・・・・・・・・本田伊孝

※第25回 自由法曹団東京支部ソフトボール大会結果

●「安倍『雇用改革』を切る！～憲法を生かし、働くルールの確立を」の活用を・・大浦郁子

●若手弁護士へのメッセージ・・・・・・・・亀井時子

※倉内先生の「若手弁護士へのメッセージ」を読んで・・・・・・・・村田智子

●10月幹事会議事録

●日誌

★★★★★お知らせ★★★★★

その1 第42回東京支部総会の日程が決定

2014 年 2 月 21 日～2 月 22 日 KKR ホテル熱海にて

21日は青井未帆さん（学習院大学法務研究科教授）による記念講演です。

その2 ソフトボール大会にて、みなさまより9条世界会議 in 関西へのカンパ計3万6566円をいただきました。

上記カンパは、宮坂浩団員を通じて9条世界会議に寄付されました。
ご協力いただき、ありがとうございました。

憲法問題

ハピバ憲法、大成功！ &東京法律事務所の今後の取り組み

東京法律事務所 今泉 義竜

11月3日、新宿アルタ前ステージを一日借り切って行われたハッピーバースデー憲法は天候にも恵まれ、大成功を収めました。

東京法律事務所、東京共同法律事務所、あかしあ法律事務所、都民中央法律事務所の新宿区内4事務所が集まって夏頃に実行委員会を作り、つながりのある民主団体、区内法律事務所にも呼びかけながら3か月弱かけて準備しました。



当日は、ともしびファンクラブ（演奏）、えぷろんおばさん（獅子舞）、小さなツインシュー（演奏）、リコレファ（フラ）、鮑捷（中国琵琶）、青年劇場有志によるお酒でのめな一ず（憲法コント）、ソレイユ（合唱）、民俗芸能を守る会（紙切り・太神楽）、Tap Jam Crew（ダンス）、ウーミン+シャッフル（ダンス）、三増流曲独楽（江戸曲独楽）、憲法フオークジャンボリー（演奏）、ジンタらムータ（演奏）という多彩な出演陣でお送りしました。司会は官邸前でおなじみの紫野明日香さん、そして演目の合間には「DJくま」さんによる音楽と若手弁護士中心に憲法の価値を語るリレートークを行いました。

ダンスでは若者が座り込んで見入り、伝統芸能や合唱、演奏では老若男女が足をとめて歓声を上げるなど、大いに盛り上がりました。

会場脇ではバルーンアート（子どもたち中心に約170個配布）、9条折り紙の実演、フェイスペインティングなどのブースを設けるとともに秘密保護法反対署名などを集め、特製のチラシ、ティッシュ計8000部を配布。当日スタッフは延べ60弱名に上りました。また、あかしあ法律事務所のみなさんが大変な時間をかけて造った13条のアートも素晴らしく、若い女性が「かわいい～」と言ってとおりすぎたり、記念写真をとるなどといった光景も数多くありました。当日の様子は、実行委員会フェイスブックページ（「ハッピーバースデー憲法」で検索）でご覧になれます。

憲法に普段関心を持たない層にどうやったら訴えられるかという出発点から企画したイベントですが、若い世代にもチラシがどんどん配ることができ、憲法の価値に多少でも触れてもらえた機会となったと思います。

近日中に反省会を行い、今後の新宿区内での取り組みについて話し合おうと思っています。

当事務所独自の今後の取り組みとしては、民放労連から当事務所へ呼びかけがあったこともあり、秘密保護法に反対する街頭宣伝活動を毎週行っていく予定です。

伊藤真先生・憲法講座

東京合同法律事務所 久保田 明人

10月12日（土）、私が事務局を務めるみなと・9条の会と劣化ウラン廃絶みなとネットワーク、働く仲間のみなと九条の会、麻布9条の会、東京土建港支部が共催で、伊藤塾の塾長伊藤真先生を講師にお招きし、自民党憲法改正草案を中心とする憲法講座の第1回目を開催しました。

みなと・9条の会では、平和や憲法9条について考える講演やコンサートを、これまでにほぼ毎年春と秋の年2回、計24回の集会を開催してきました。今秋の集会は、国防軍を掲げるなどを内容とする憲法改正草案を発表している自民党が昨年末に政権を握り、明文改憲・解釈改憲の危険が現実化したことを直視し、憲法とは何か、自民党の改憲案は何が問題なのかを一般の方が勉強する機会を持つということで、憲法講座を開催することとしました。

10月12日に開催した第1回講座では、立憲主義とは何か、憲法とは何かという憲法に対する根本的な理解を再確認し、その上で、自民党憲法改正草案はそもそも国家ではなく国民を制約する内容となっていることなどの問題点をわかりやすく解説いただきました。

講座は3連休の初日夕方からだったにもかかわらず、準備していた席では収まらずに急遽予備椅子を出して会場内の壁際まで埋める大勢の参加者があり、また、制限時間まで熱心な質問が参加者から挙がるなど、一般の方の関心が高いことを実感しました。

自民党が明文改憲・解釈改憲の動きを表面化させてから、反対運動が活発に行われていることもあり、一般の方にも、憲法や自民党改憲の動きに対する関心が広まっていると感じます。この流れを大切に、平和憲法を守る活動をより一層活発化させていきたいと思います。

なお、伊藤先生の憲法講座第2回及び第3回は下記の日程で開催しますので、ぜひご参加下さい。

記

■第2回講座

日時：11月9日（土）18：00～20：00

場所：駐健保会館大会議室（港区芝3-41-8）

テーマ 国民の人権不平等（天皇・「家族」・・・）

■第3回講座

日時：12月6日（金）18：00～20：00

場所：機械工具会館6Fホール（港区芝5-14-15）

テーマ：「戦争の放棄」が「国防軍に」

対談ゲスト 宮崎礼二氏（明海大学経済学部准教授）

■お問い合わせ：東京合同法律事務所

TEL 03-3586-3651

連続憲法学習会「生活保護法の改悪について」

三多摩法律事務所 田所 良平

1 生活保護法「改正」案・生活困窮者自立支援法制定などの動き

現在の動きとして、生活保護法の改悪、生活困窮者自立支援法の制定、生活保護基準の切り下げという3つの問題があるが、一連の生活保護の改悪は日本国憲法25条の生存権保障を否定しようとするものである。憲法25条が保障している生存権は抽象的権利であるから、生活保護法があつてはじめて生活扶助費の請求権が発生する。生活保護法は、憲法25条と一体となし、憲法上の権利そのものを定めているものであり、生活保護法を改悪するということは憲法25条を改悪するものである。

現在の生活保護法では、稼働能力があり、働く意思があつても働くことが出来ない場合に生活保護から排除されることはない。また、現在は扶養義務者がいても生活保護を受給することはでき、扶養義務者から扶養料が支払われた場合、その分は収入として認定され、生活保護費が減額される扱いになるにすぎない。

しかし、今狙われている生活困窮者自立支援法は、稼働能力ある者には生活保護を受給させないことをねらったものである。また、今回の生活保護法の改悪は、扶養義務者がいる者に生活保護を受給させないようにするもの、すなわち、事実上、扶養義務者がいないことを生活保護受給の要件とすることを狙ったものである。これは、明治憲法下の恤救規則や救護法と実質的には同様である。救護法では、独身で重度の障害等があり、稼働能力がない者でなければ、保護をうけることができず、扶養義務者がいる場合には救済しないと定められていた。貧困者の救済は人々の間のおたがいの同情心によって行うものとされ、困窮者を「処理」しようというものであつて、救護を受けることが権利として保障されたものではなかった。

今回の生活保護法の改悪は、自助・共助を原則とし、国が生存権を保障する責任を否定しようとするものである。

自民党改憲草案が発表された2012年4月から5月ころにかけて、お笑い芸人の親族が生活保護を受給していたことがバッシングされるということがおきたが、これは意図的に行われたものである。その後、成立した2012年8月10日に成立した社会保障制度改革推進法では、「自助・共助」が明文化されるなど、生活保護改悪の動きは加速している。

2 生活保護法改悪の内容とその問題点

現在、生活保護申請の実態として、書類が整っていないなどの理由をつけて申請を受け付けないという水際作戦がとられている。水際作戦は明らかに違法であり、1年半にわたりたびたび生活保護の申請をしたが、福祉事務所の職員が申請書の交付を拒否し、生活保護を受給させなかったという三郷事件では、国家賠償責任が認められ、確定している。

生活保護法「改正」の狙いの一つは水際作戦の合法化にある。現在は口頭での申請が認められているが、当初の改正案では、実施機関に申請書を提出しなければならないとされていた。その後、修正合意がされ、特別の事情があるときは申請書を提出しなくてもよいとされた。国会答弁でも、現行どおり口頭での申請を認めることが確認されているが、そもそも、このような改正をさせないことが何

より重要である。

また、扶養義務を事実上要件化しようとする動きがある。改正案には、扶養義務を強化するため、扶養義務者が扶養義務を履行していないと認められる場合、保護開始決定をする際に扶養義務者に対して書面をもって通知する事前通知制度をとり入れることや、扶養義務者の就職先や銀行等に対して扶養義務者の資産及び収入等の報告を求められること等が盛り込まれている。現在でも、扶養義務者に対して照会書が送られる扶養照会に対する抵抗感が強く、これが生活保護申請の障害となっている現状があるが、扶養義務者の就職先や銀行にまで照会されることになれば、よりいっそう申請自体を抑制することになる。これが法案化されれば、事実上、扶養義務者がいると生活保護を受給できない、となる可能性が高い。扶養義務者が困窮者に対して申請をやめるよう働きかけたり、逆に、扶養義務者が無理をして困窮者を扶養し、結局どちらも困窮してしまうという事態も懸念される。

また、就労指導の強化によって、稼働能力を有する者を生活保護から排除し、保護を打ち切ることもありうる。このような改悪は決して許してはならない。

3 生活困窮者自立支援法の狙い

生活困窮者自立支援法案が定める事業のうち必須事業は、自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給のみである。就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業の実施は任意の事業にすぎない。

内容だけを見れば困窮者を救済する法案に見えるが、厚生労働省の狙いは、要保護層にいる人が生活保護層に移行することを阻止することである。稼働能力があることを理由として生活保護申請を却下する水際作戦は複数の裁判で違法と判断されているので、生活保護の申請すらさせないための「沖合作戦」である。

法案が作られた背景には、水際作戦が違法とされた新宿七夕訴訟判決等があるが、「就労可能な人が可能な限り生活保護を利用することなく、就労により自立できるよう支援する」ことが今回の制度改正の目的である。これは、厚生労働省の役人が当初作成した報告書案にも明示されていた。奈良市では、法案に先駆けてモデル事業が行われているが、生活保護の相談に行ったにもかかわらず、稼働能力のある人が無料の職業相談へ誘導されてしまうなどの問題がある。奈良市長は、「安易に生活保護を受給する方を水際でとめる」と明言しており、この法案が、本来生活保護の受給が必要な困窮者を稼働能力があるとして自立支援事業の窓口へと誘導し、生活保護から遠ざけることを目的としたことは明らかである。

自立相談支援事業では、住居確保給付金の支給等が定められているが、受給するためには就労活動が条件となるため、就労活動を行うことを義務づけられる。その間（原則3か月）の生活費は、社会福祉協議会から「総合支援貸付」を行うことが想定される。しかし、これは生活保護と異なり、あくまでも返済することが必要な貸付金であって、およそ社会保障と呼べるものではない。困窮者は3か月間という限られた期間で就労活動を行わなければならないため、落ち着いて就職活動を行うことが出来ず、低賃金の不安定雇用で働かざるを得ない、という事態が想定され、すぐにまた失業するおそれもある。

結局、生活困窮者自立支援法は、本当の意味での自立につながる内容ではなく、真に生活困窮者を支援する法律ということとはできない。二法案とも、廃案を求めて運動を強める必要がある。

4 生活保護基準の切り下げ

2006年に厚生労働省の社会保障審議会で、5年に1度、生活保護基準の検証をすることが提起され、2011年3月に厚生労働省社会保障審議会内に「生活保護基準部会」が設置された。2012年4月から5月ころにかけて、自民党が生活保護費を10%引き下げる政策を発表したのと同じ時期に、お笑い芸人の母親が生活保護を受給していたことについて、意図的に生活保護バッシングが始まった。これを契機に、生活保護制度の見直しが議論されるようになり、2013年1月29日、3年間で生活扶助費を670億円切り下げるとの予算案が閣議決定された。

これは、前代未聞の切り下げである。

厚生労働省は、生活保護基準以下の所得で生活する低所得世帯と生活保護費を比較して、生活保護費の方が高いということを理由としているが、生活保護基準以下の収入しかない世帯が多数含まれる低所得層の消費支出と比較すれば生活保護費のほうが高額であることは当然である。また、2008年の物価と2012年の物価を比較するとデフレ傾向が続いているため、保護費を切り下げるべきであるという物価動向（デフレ論）を切り下げの根拠としているが、基準部会では全く議論されていないものであり、何の根拠もない。しかも、2008年は原油高の影響により物価が高騰した年であり、恣意的に2008年を比較対象としており、全く不合理である。

生活保護基準が引き下げられれば、これまで就学援助を受けられていたにもかかわらず就学援助を受けられなくなるなど、非保護世帯への影響も大きい。

5 今後のたたかい

2013年9月ころから生活保護基準の切り下げに対して一斉に審査請求を行っており、1万件を超えている。これに対し、全生連事務所の家宅搜索などの弾圧も起きている。

すでに審査請求の却下という通知が届いているところもあるが、再審査請求を予定している。審査請求、再審査請求でたたかいながら、運動を盛り上げていくことになる。是非、裁判等への協力をお願いしたい。

以上



世界9条会議に参加して

東京支部支部長 宮川 泰彦

幕張で第1回世界9条会議が開催されてから5年が経過した。大阪で第2回世界会議が開催され、支部を代表して参加したので報告する。

1 何故、この時期に関西・大阪での開催か

世界の平和を願う人々は第2次安倍内閣が9条を変えようとする動きを示していることを自分たちのこととして心配している。先の侵略戦争等によりアジアと日本の人々に耐え難い苦痛を与えたことの反省の上に9条の誕生があるところ、歴史認識などナショナリスティックな改憲勢力維新の会の本拠地である関西の地で、あらためて世界的観点から9条の存在意義を確認し、どのようにして世界に9条を広げるかを世界の地域を超えて考え、行動することを確認しあうことが求められている。そこでこの度、大阪で第2回世界9条会議が開催された。

2 9条国際会議

5000名による世界会議に先立って行われた9条国際会議の概要を報告する。

世界会議に先立つ10月13日に関西大学で行われた。14日の世界会議の一環で、海外からはアメリカ、フランス、イタリア、チュニジア、ベトナム、台湾、韓国など12カ国23名が参加し、それぞれスピーチをした。

午前中は全体会議が行われた。高作正博関西大学教授の基調報告を受けて、ジーン・マイラー（アメリカ IADL会長、ナショナル・ロイヤーズギルド）、アン・ライト（アメリカ イラク侵攻は国連決議に基づかない国際法違反としてパウエル国務長官に辞表を叩きつけた元陸軍大佐の女性）、君島東彦、イ・キョンジュ（韓国参与連帯平和）の各氏から発言がなされた。

午後は3つの分科会がもたれ、約500名が参加した。各文化会のテーマと論議目標は以下のとおり。

第1分科会は「戦争のない世界」。9条は条文に書かれた文言以上に豊富なメッセージを世界に発信している。9条のもつ普遍性を具体化する論議をする。平和的解決や侵略戦争禁止などの平和条項を憲法にもつ国が増える傾向にあるところ、その先頭を走っている日本国憲法9条の意義を再確認する今日的意義を確認することなどを議論する。

第2分科会は「アジアの中の9条」。領土問題、朝鮮半島の核・ミサイル問題や歴史認識などに起因する「不信と対立」が深刻化するなかで、対抗軸である「信頼と協調」をどう形成するか。9条はアジアに対する謝罪の上、平和に貢献するものとして生まれた。これをどう実践するのかを議論した。

第3分科会「平和への権利」。平和は個人の人権として位置づけられる方向が進んできている。日本国憲法が謳う平和的生存権の具体化と実行。国連人権理事会で審議されている平和への権利と平和的生存権について論議する。

私宮川は第2分散会に出席した。

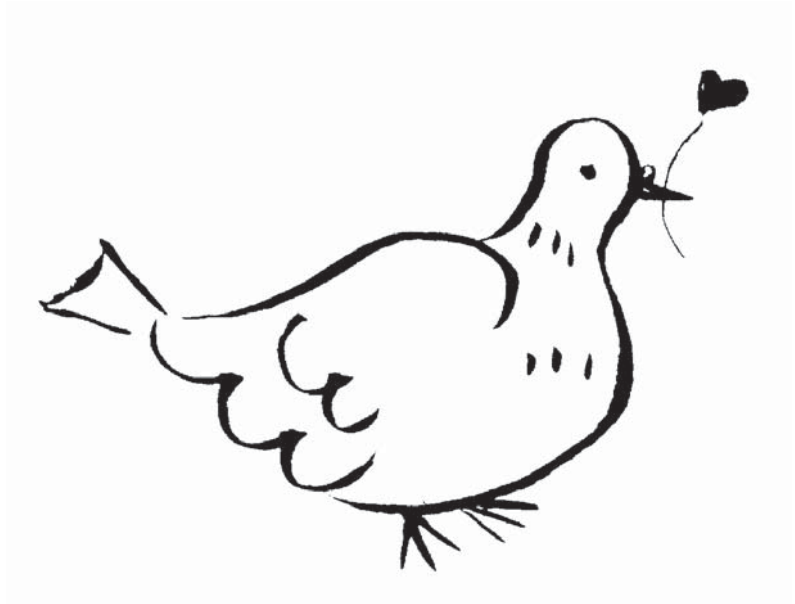
韓国民弁のヤン・ジョンオック氏、大阪経済法科大学東アジア研究者伍羅（ウ・ユエ）氏、台湾のチョウ・ムイ氏、ベトナム法律家協会副会長レ・シンタク氏、バンクーバー9条の会世話人乗松聡子氏ら

から発言・問題提起なされ、会場からも質問・意見が出され、海外ゲストが更に意見を交換する場ももたれた。

3 国際会議・世界会議の参加者の共通認識

概ね以下の内容は海外の参加者を含む全員の共通認識だったと確信する

- 9条は東アジア、世界が共有する財産であり、信頼関係の基礎。9条は平和を追求する国連憲章などの方向と一致するだけでなく、その先を進めるもの。
- 9条はアジアへの侵略と多大な犠牲を強いたことに対する歴史的反省と世界に対する謝罪として生まれた。
- 日本政府の改憲の動きに対して、世界と自分たちの地域の問題として関心を抱かざるを得ず不安に思っている。そのような中で9条守れの運動があり、自分たちの問題として感謝する。
- 対立はある。しかし、支配者の対立。国家の安全の観点より人の安全を。
- 戦争を抑止する市民・民衆の連帯（世界市民会議など）の発展が求められている。平和運動のグローバル化、つながりが強まりつつある。



第 25 回ソフトボール大会

祝 ソフトボール初優勝

東京東部法律事務所 渡島 徹

10月11日、毎年恒例のソフトボール大会がありました。

前日、雨が降るかもしれないという予報でしたが、当日朝方は少し雨。しかし徐々に晴れて、グラウンドも程よく濡れていて、とても良いコンディションでした。

さて、肝心の大会ですが、予選は旬報と三多摩連合。どちらも接戦になりました。

初戦の旬報戦は、接戦の末1点差で勝利。次の三多摩連合戦は1点差で敗退。辛うじて予選を通過しました。3年連続で予選を通過しましたが、こんなに競った試合が立て続いたので、とても緊張はしました。



さて、決勝トーナメントです。このころには気温も上がり正直バテるくらいの暑さでしたが、初戦は渋谷共同チーム。助っ人が多く、ほとんど経験者のようで私が守っていたレフトから見ていて、みんなが打ちそうな雰囲気を持ったチームでしたが、我らが東部チームのピッチャーの大活躍もあり、見事コールド勝ち。野球は、いやソフトボールは何が起きるか分かりません。

続くは南部・五反田チーム。一昨年、東部が接戦の末敗れ、そのまま優勝をした、因縁の相手でしたが、最後のほうで五反田・南部チームに負傷者が出たものあり、勝利を収めました。

いよいよ決勝です。相手のひめしゃらチームは事務所総出できており、とても強いチームでした。初回到大量失点を取られどうなるかと思いましたが、ここにきて東部の勢いが出た気がします。取られたらその分取り返す。倍返しとはいきませんでした。ホームランも飛び出し、確実に得点を重ね、初回の大量失点以外は大きな失点はなく、最終的には11点を取り勝利。

今年は25回目の大会だそうです。東部チームの優勝は初です。気分が良いですね。

個人的には、もう少し打ちたかったのと、決勝で足をつり、また次の日は筋肉痛で動けず、日ごろの運動不足を痛感しましたが、来年も連覇を狙いたいと思います。

今年は、予選で負けているので、来年はすべてに勝利を収めて完全優勝を狙いたいです。

団 東京支部 ソフトボール大会に参加しました！

東京法律事務所 本田 伊孝

台風到来で開催が危ぶまれましたが、大会当日の朝は快晴。毎年恒例の「第25回 自由法曹団東京支部 ソフトボール大会」が開催されました。

全13チームが優勝を競い合い、我が事務所、「東京法律事務所」も歴代監督K弁護士の下、事前練習を行い、大会当日に挑みました。

特に、今回は事務局新人職員も参加し、戦力強化を図りました。私もソフトボール大会に初めて参加しました。

さて、第1回戦開幕、対「渋谷共同」。対戦結果は東京法律事務所のコールド負け、渋谷共同は好打者揃いのようです。渋谷共同のメンバーの顔ぶれを見る限り、助っ人メンバーも少なくないようでした。

第2回戦開幕、対「ウェール&みどり」。対戦結果は東京法律事務所の負け、「ウェール&みどり」のメンバーの中には学生時代の野球ユニフォームでマウンドに上がるメンバーもいて、野球経験者を結集させていたようです。

最終試合は対「東京合同ファイターズ」、東京法律事務所が勝利しました。私もヒット2本で進塁できました。

第25回大会の優勝チームは「東部法律事務所」。東部法律事務所は初の優勝を勝ち取り、歓喜にあふれていました。

東京法律事務所は全13チーム中、10位。これまで3回の優勝経験がある我が事務所も、今年は振るいませんでした。

東京支部ソフトボール大会の日程が決まり次第、多くの団員が手帳に記帳していることだと思います。来年の「第26回大会」には、我が事務所が再び咲くよう、練習に取り掛かろうと思います。



第 25 回 自由法曹団東京支部 ソフトボール大会結果

優勝	東部法律事務所	8 位	城北法律事務所
2 位	立川ヒメゴンズ	9 位	三多摩連合
3 位	ウェール&みどり	10 位	東京法律事務所
4 位	南部・五反田	11 位	東京合同ファイターズ
5 位	ヤコブ・大気	12 位	労働弁護団・台東
6 位	旬報ロイヤーズ DX	13 位	代々木法律事務所
7 位	Shibukyo85		



「安倍『雇用改革』を切る！～憲法を生かし、働くルールの確立を」の活用を

三多摩法律事務所 大浦 郁子

労働法制中央委員会、自由法曹団、全労連は、2013年8月30日、ブックレット「安倍『雇用改革』を切る！」を出版しました。このブックレットは、「世界で一番企業が活動しやすい国」を目指して雇用・労働法制の全面的な改悪を狙う安倍政権の「雇用改革」のねらいやその全体像を明らかにしたものです。私も、執筆者の一員に加えさせて頂いています。

安倍「雇用改革」の最大のねらいは労働者を大胆にリストラする「人が動く正社員改革」ですが、このブックレットでは、安倍政権が2013年6月14日に閣議決定をした4つの項目（①「限定正社員」制度、②労働時間法制の改悪、③有料職業紹介事業の規制緩和、④労働者派遣制度の改悪）について、その問題点や、これらがどのように働くルールを破壊するかを明らかにしています。

また、安倍政権が引き続き狙っている解雇の金銭解決制度、ホワイトカラー・エグゼンプション、労働条件切り下げを容易にする就業規則の変更ルールの導入にもふれ、その危険性をわかりやすく述べています。

そのほか、グラフや図表を用いながら日本と他国の雇用政策を比較したり、1995年以降の労働法制に規制緩和をめぐる動きをまとめた年表、最高裁判決、重要な裁判例を記載したり、ブラック企業の経営者の語録を記載するなど、読みやすさも工夫しました。この1冊で、これまでの規制緩和の動き、現在の雇用・労働法制を取り巻く動き、今後の安倍政権の狙いがわかるものになっています。

今年6月の閣議決定を受けて、現在、労働政策審議会で、労働者派遣法の改悪と労働時間法制の改悪に向けて審議が進められています。特区制度を利用した雇用規制改悪は、多数の国民の反対により撤回に追い込みましたが、安倍「雇用改革」は、もう目前まで迫っています。

今こそ、これまでの労働法制の規制緩和は何をもたらしたのか、そして安倍「雇用改革」は私たちに何をもたらすのかを考え、安倍「雇用改革」とたたかうときです。このブックレットは、「解雇しやすくする」、「賃金を切り下げる」、「残業代を不払いにする」、「労働者派遣を拡大する」などをめくろむ安倍「雇用改革」とたたかう上で、必読のブックレットです。ブックレットの副題にあるように、憲法を生かし、働くルールの確立を目指して運動に取り組んでいきましょう。

多摩地域では、11月8日（金）午後7時から、三多摩雇用問題懇談会の主催で、三多摩共同労働会館においてブックレットの執筆者でもある全労連政策総局長の岩橋祐治さんをお招きし、安倍政権の雇用改革について学習交流会を開催します。

皆様の学習会や講演会などでもおおいにご活用いただき、運動を広げる一助にいただければ幸いです。

若手弁護士へのメッセージ

五反田法律事務所 亀井 時子

法的紛争というものは社会の情勢によって変化します。私が弁護士登録したのは昭和42年。東京南部法律事務所に入所した昭和44年当時は、東京オリンピックの余波と庶民も借りられる住宅ローンによる建築ブームで、戦災から焼け残った長屋や木造アパートの立退請求が多い時代でした。当時、大森簡裁に常時30件から40件の立ち退き訴訟の被告事件をかかえていました。法的解決ができる訴訟は良い方です。暴力団まがいの事件屋が跋扈し、玄関を外から釘付けされたり、家の中に布団を持ちこんでいすわられたり、私道に塀を作られて自宅に入れなくなったりと、実力で追い出して一丁上がりも多かったのです。私は妨害排除の仮処分の事件番号1号から10号までとったこともありました。労働事件・弾圧事件専門の弁護士が多いなかでゴミ事件専門家と皮肉られました。依頼者の家でお茶を飲みながら「どうしようかね」と依頼者の悩みを聞いて解決していくことも立派な人権活動だと思っていました。弁護士なんか見たこともない、弁護士に相談なんて考えたこともなかった南部地域のおばさんたちのおしゃべりが市民の司法アクセスを考え始めた原点でした。

とはいえ、蒲田は南部工業地帯、労働組合も強く弾圧事件も多い時代、華々しいとはいえない町工場の労働事件やビラまき、ポスター貼りなどの刑事事件も多数やってきました。その中で当事者になってしまったのが麹町警察署事件です。母親大会のポスターを貼った女子大生が逮捕され、日曜日の朝8時半に澤口嘉代子、椎名麻紗枝弁護士と19期の女性弁護士3人が麹町警察に接見に行ったところ、日曜に面会なんかできるわけないだろうと接見拒否。抗議する中、多数の警察官に取り囲まれ、罵詈雑言を受け、階段から突き飛ばされるという事件でした。当時は、土日夜間は面会できないのが常識でした。松井繁明団長のもと、約20名の弁護団で損害賠償訴訟。当時は接見拒否の訴訟は珍しかったと思いますが、一審は30万円の判決、仮執行して、みんなで祝勝会で飲みきりました。二審は、私（当時は中村）が抗議して挑発したと過失相殺されて15万円に値下げ。警察官が「中村が何言った、かにした」とウソのつき放題で、嫁入り前なのにと、本当にくやしい思いをしました。飲んじゃった30万円がどうなったか。被告の東京都も「返せ」と言ってこなかったのも、そのまま。

昭和52年、五反田法律事務所を設立しました。このころから、司法アクセスを意識して弁護士会法律相談センターと法律扶助の活動を軸足においてきました。市民がどこでも、気軽に、弁護士の法律相談を受けられるようにと全国に法律相談センター設置をすすめ、過疎地にひまわり公設事務所の設置も実現しました。経済的に困窮した市民も平等に司法の支援を受けられるようにと目指した法律扶助制度の拡充は遅々としたものでした。平成時代でも、プロ野球の清原選手の年俸より低い国庫補助金。諸外国を視察し、法務省へ意見書を積み上げた結果、法務省は法律扶助制度研究会（竹下守夫座長）を設置しました。「法律扶助は弁護士を食わせるもんじゃない」などの法務省との過激な議論を経て、妥協の産物でしたが、平成12年に民事法律扶助法ができました。一方、平成2年、司法アクセスも柱の1つにした日弁連の司法改革推進センターにも参加しました。平成12年、内閣府の司法改革推進本部の下に、各界10名の委員からなる11の検討会が設置され、日弁連推薦で司法アクセス・弁護士費用敗訴者負担検討部会（高橋宏座長）の委員となりました。「司法アクセスの理念」は全員賛成で問題もなく、争点

は弁護士費用敗訴者負担でした。国の会議は、国の方向に合致する委員を選任することで、ほぼ決まりなのです。反対は日弁連と消費者関係の委員だけ。集中攻撃を受ける中で孤軍奮闘でした。当時日弁連のバックアップ委員会は担当副会長が徳島の津川博昭団員、事務局長は前東弁会長の斉藤義房団員、坂勇一郎団員などに支えられました。勝訴見込みが確実とはいえないような公害、薬害、労働、行政、原発訴訟などが敗訴した場合、勝者の弁護士費用を負担する制度により訴訟が抑制されることは明らかでした。その後、市民をまきこんだ日弁連や団の運動によって、法案化が阻止されました。司法改革の多くの立法の中で唯一、通らなかった制度です。その後、過激にやりあった法務省から推薦されて、小泉総理大臣目玉の「タウンミーティング・広島」で杉浦法務大臣等と鼎談したり、法務省の司法参与になったりと、いろんな経験もしました。検討部会のテーマであった「司法アクセス」は、日本司法支援センター（法テラス）の設立となりました。私は平成18年設立当初から法テラス東京地方事務所の副所長（現所長は永盛敦郎団員）をしています。法務省管轄の独立行政法人という仕組みには問題が多々ありますが、地方事務所は多くの弁護士によって運営されていることで弁護士自治が担保されています。危険だから反対する、契約もしないではなく、市民のため、弁護士のための制度として活用し、制度の改革に積極的に参加していただきたいものです。運動の成果として、過疎地はなくなりつつあり、市民が利用しやすい司法の制度も芽が出てきましたが、いつも危険と隣り合わせです。法テラス東京全体では、17000件の代理事件の当事者の生活保護率は34%、上野センター（台東区、足立区等の管轄）では45%です。弁護士に最も遠い存在であった経済的困窮者が免除制度も利用して弁護士の支援を受けられることは意義のあることです。もちろん、まだまだ使い勝手が良いとはいえない制度です。私は、今後も市民のための司法をめざして、まだやりたいことがある、まだやれると、現場にはりついていきます。若手の皆さんも司法制度の改善と一緒に取り組んでください。



倉内先生の「若手弁護士へのメッセージ」を読んで

クラマエ法律事務所 村田 智子

倉内先生の「若手弁護士へのメッセージ」を読んで、私が最も倉内先生らしいと思ったのは、「私は一般民事事件など多種多様な案件を数多く手掛けていますが、何よりも一つ一つの仕事をきちんと解決する地道な努力が弁護士としてのバックボーンになっていると自負しています」という箇所です。

本当に、倉内先生は、一つ一つの事件と真剣に向き合い、丁寧な仕事をしておられます。

自戒を込めて書きますが、団の活動や弁護士会の委員会の活動、弁護団の活動、そのほかの人権活動などに携わっておりますと、一步間違うと、一般民事事件をおろそかにしがちです。私自身も、まだ若手弁護士であったころ、一般民事事件と外との活動とのバランスがうまくとれなかった時期もありました。このようなとき、何よりも弁護士の地盤は一般民事事件だということを再度思い起こす必要があると思います。

この点、倉内先生は、一貫して一般民事事件を大切にしておられます。先生のお考えや仕事のスタイルには、学ぶところがたくさんあると思います。

また、倉内先生は、上記のメッセージに書いておられるように、重要な弁護団や労働事件にも多々かわってこられました。団でも、団女性部の部長を二度にわたって務めておられます。私が特にすごいと思うのは、東京法律事務所を出て、おひとりで独立されて以後も、ずっと、団活動をしてこられたということです。

私も、北千住法律事務所に11年間所属していたので分かるのですが、集団事務所にいて団活動することと、個人事務所もしくは小規模事務所で団活動をすることは、だいぶ違います。集団事務所の場合、良くも悪くも団の活動について黙っていても情報がどんどん入ってきます。でも、個人事務所・小規模事務所の場合には、自分から積極的に求めなくては情報は入りません。もちろん、集団事務所にいたからこそ、独立したり移籍したりしても団活動を続けるという意欲が培われたのですから、集団事務所の良さは計り知れないのですが。

今、私が所属している団本部の教育問題委員会では、私も含め、個人事務所・小規模事務所の団員が大半を占めています。倉内先生の経験に学び、皆で息長く活動ができればと考えております。

最後に、この文章の本旨ではないと思いますが、48期の中堅どころの弁護士として、若手団員に一言、メッセージを送りたいと思います。

若手団員をめぐる状況は、18期の倉内先生の若手だったころや、48期の私が若手だったころの状況と、大きく異なっていると思います。まだ18期の倉内先生と48期の私のほうが共通点が多いのではないかと感じるほどです。たとえば、先生も私も、修習期間は2年でした。事務所への入所（就職）も、過度な期待を持たなければ、いろいろありました。青年法律家協会の活動も活発でした。何より、弁護士になってからは仕事がたくさんありました。

また、今は、弁護士が活躍する分野も、格段に広がっています。団や委員会、諸団体、弁護団だけでなく、民間団体やNPOとの連携も増えています。それはそれで良いのですが、その分、できる人が際限なく活動を抱え込んでしまうおそれもあります。インターネットの発達なども、忙しさに拍車をかけています。

若手団員をめぐる状況は厳しく、その厳しさは私の想像を超えているかもしれません。

でも、行き詰ったときにこそ、倉内先生や、先輩諸氏のメッセージを、思い起こしていただければと思います。

どの時代も、決して楽なことはなかったと思います。

団の先輩は、どんなときでも、労弁（労働者側に立った弁護士）として、誇りを持って生きてこられました。

私たちも、形を変えながらも、その誇りを持って生きていければ、と思います。



10 月幹事会議事録

出席 8 人

1 団総会の感想

M：参加者約 270 人、いつもより 70～80 人少なかった。毎年 10 人ほど自然減がある。主に場所の問題だと思う。そのかわり、分散会の人数も多くなく、いい議論ができたのではないかな。改憲阻止運動については、昨年よりかなり進み、特に若手の活動がすばらしいことがあらためて確認できた。その割には全国に広がっていないのではないかな。もう少し確認が必要。雇用規制緩和の特区が撤回されたことに関しては、自信を持っていいのではないかな。原発について、閣僚発言のいい加減さについて発言する人が多かった。

1 泊旅行に参加したが、陸前高田や大槌町はすさまじい状況。以前は街があったところがただの原っぱになっていることの恐ろしさに愕然とする。福島の汚染水問題に注目が集まっているが、本来の復興が何も手つかずになっていることにも着目すべきではないかな。行ってみると実感がわく。

m：1 泊旅行に参加した。大槌町も陸前高田も、何もない。コンクリートの十字路だけが残っている。木造建物は持っていかれ、鉄筋コンクリートの建物は土台のみ。土盛りするにも地権者の了承がないともらえないので、職員（15 人しかいない）が全国に行って了承をとってきている。全国から臨時職員がやってくるが、3 か月限定なので継続性がない。公務員が支援物資を身につけていることに対するバッシングもある。仮設住宅からマーケットに行こうにも、車で 5 分かかる。

事務局の参加が少ない。事務所として、事務局を勉強に送り出す余裕がなかったのでは。幹事信任のための投票総数も 200 を切った。

H：改憲阻止に関する取り組みの報告が非常に多かった。

M：第 2 分散会では、特定秘密保護法に関する発言が非常に多かった。

m：第 1 分散会でも同様。緊迫した情勢や、背景にある事情などに関する発言があった。もっと議論をすることに集中した方がいいという発言があった。

m：支部総会で工夫が必要ではないかな。

O：若手があまり発言できない。行くといきなりいろいろな発言がなされて、状況がわからない。1 年目や 2 年目は、とにかく来てもらって全国でこのようなことがなされているとわかることが重要なのに、議事録を取らせるとわけがわからないままになってしまうのではないかな。

2 9 条世界会議 in 関西

m：2008 年に幕張で 9 条世界会議が開催された。5 年前から、9 条に関する理解が広まっていないのではないかなという不安。安倍政権に対して、世界中の平和を望む法律家が不安視しているのは共通認識。

1 日目は国際会議。アジアの中の 9 条、平和への権利などの分科会があった。初日は 500 人ほど参加。

2 日目は大阪中央体育館でイベント。5000 人が参加。外国からのゲストや上條恒彦氏のライブなど。

憲法 9 条について、海外の人も自分たちのこととして見ている。憲法 9 条は、世界の平和秩序の中で先駆的なものであり、それをどうやって広げていくかが問われている。一国平和主義をどう乗り越えてい

くかが課題。台湾の人から、尖閣諸島の問題は漁民にとっての問題、お互いの国の漁民がどのように折り合いをつけるかが大切なのであって、国家にとっての問題ではない、との発言。

この会議をどのようにまとめて、日本国民のものにしていくかが重要なのではないか。

M：いかなる状況においても核兵器の使用に反対する決議に加わらなかったが、先日賛成に加わった。これは、国際世論の影響によるものではないか。

3 情勢

(1) 特定秘密保護法

M：与党側で法案がまとまった。会期が12月6日まで。伸ばしても15日くらいまでしか伸びない。11月中旬までに衆議院を通したいという予定をたてている。特別委員会を設置して、毎日議論をすることができるようになっている。団として、逐条解説を作って議員まわりをする予定。地元の民主団体と連携して、盛り上げていく必要があるのではないか。

E：NGOも動いているが、どこにどうすればいいかわからない状況。マスコミや地元選出の議員に対し、予定と事後報告を徹底する。

m：関係団体と連盟で、地元の議員に対して、「特定秘密保護法への反対を求める」という要請を行う、時間がなければ要請文を送る、ということが必要。

S：支部として、地元対策の武器を作って各事務所に対して、地元議員への要請を依頼する。団パンフ、団総会決議、団声明、日弁連意見書を武器とする。月内に発送。要請文のひな形もつける。逐条解説が完成したらそれを送る。

(2) 改憲

H：明日の自由を守る若手弁護士会で「24条の会」を大阪で開催する予定。

S：女性差別撤廃に関し、日本政府に強烈な是正勧告が出されている。運動で利用していくべき。

(3) 労働

O：労働規制緩和特区の導入は見送られた。

M：ブラック企業撲滅の世論が効いている。厚生労働省の抵抗も。

O団のブックレットも最初は売れたが、その後あまり普及していない。

11月23日、東京地評労働者の権利討論集会。

(4) 教育

H：竹富町に対する是正要求に対する批判の団長声明を発表。

O：都教委の傍聴者に対する監視の問題（10月20日東京民報）

(5) オリンピック

S：いろいろなところで反対運動等が起こっているが、ばらばらで統制されていないのではないか。

m：一般紙でも報道されているが、報道が薄い。

M：オリンピック用施設を作ったあとの維持費の問題。

4 団本部移転問題

m：東京支部としてカンパ目標額を 800 万円（1 人 2 万円）と定めた。

S：各事務所にたいし、カンパ依頼文を作成した。

5 ソフトボール大会報告

骨折した人が出たが、保険で対応済み。雨天対策来年から徹底する。

結果は前記の通り

6 総会に向けて

1 月 22 日の幹事会で議案書を決定する。

10月5日～11月4日

10 月 7 日 支部事務局会議

9 日 団将来問題委員会/将来問題員会／団事務局会議

10 日 改憲阻止 19 日 団国際問題委員会

11 日 第 25 回ソフトボール大会

19 日～21 団総会（岩手・安比高原）

23 日 支部幹事会／貧困問題学習会

28 日 stop 秘密保保護法行動

11 月 1 日 団事務局会議



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要**
※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単です！**

長期療養に備えての補償の充実化を
お勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、
月々の所得を1年間、または2年間補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、
手厚く補償します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償します。

<保険料表（月払）>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、
団体割引25%、
職種級別1級、保険期間1年、保険料単位：円
（保険金額10万円あたり）

満年齢	対象期間	1年	2年
25歳～29歳		820	990
30歳～34歳		1,000	1,250
35歳～39歳		1,260	1,640
40歳～44歳		1,570	2,100
45歳～49歳		1,870	2,540
50歳～54歳		2,170	3,000
55歳～59歳		2,300	3,230
60歳～63歳		2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、
最長70歳まで長期に補償します。
※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる
保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の
上昇に連動してインフレスライドさせてお支払
いたします。

<保険料表（月払）>

団体割引25%、保険料単位：円（保険金額
10万円あたり）

		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
満年齢	支払対象外 期間	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3
橋本ビル3F

TEL：03（3405）8661

<引受保険会社>

株式会社損害保険ジャパン

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：03（3231）4111